



特典付定期積金＜ベスト積金＞

2015年2月17日

1. 商品名	特典付定期積金＜ベスト積金＞
2. ご利用いただける方	日本に居住の当行に普通預金口座をお持ちの個人のお客さま ※ 当行に普通預金口座をお持ちの法人のお客さまもご利用いただけますが、特典プレゼントは個人のお客さまのみ対象とさせていただきます。
3. 定期積金	
お預入期間	6ヶ月・1年・2年・3年・5年（初回預入日から満期日までの期間）
お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額 (3)お預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定日(毎月の払込日)に掛金を払込みいただきます。 ・ 1回当たり1,000円以上 ・ 1円単位
満期金の取扱方法 のご選択	<p>①定期預金振替型 満期日に定期積金の満期金を、自動継続扱いの定期預金に振替えます。</p> <p>②自動解約型 満期日に定期積金を自動解約し、元金及び税引後利息を、あらかじめ指定したご本人さまの普通預金または当座預金(同一店舗のみ)に振替えます。</p>
積金満期後の積金の 継続・非継続のご選択	<p>①自動継続方式 満期日に、初回契約時の契約内容と同内容(毎月の掛金金額、積立期間等)の定期積金口座が新たに自動作成され、積立が継続します。</p> <p>②非継続方式 満期日に定期積金の契約が終了し、普通預金・当座預金もしくは定期預金に振替えされます。</p>
給付補てん金 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約時の店頭表示利率を約定年利率として満期日まで適用いたします。 ・ 満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・ 付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利率を乗じて計算を行います。
期日前解約について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として期日前に解約することはできません。 ・ 期日前解約の場合期日前解約利率(別紙)により利息計算を行います。

7. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金・当座預金からの自動振替による払込みができます。 ※ 約定日(払込日)当日 16 時までにご指定の振替口座に掛金をご入金ください。
8. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭にお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・同保険の範囲内で適用されます。
10. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・定期積金は掛金の払込みが約定日を過ぎてしまった場合の取扱いは以下のお取扱いとなります。 ○ 約定年利回り(1 年を 365 日とする日割り計算)の割合による約定日を過ぎた日数分の利息を給付補てん金より差引くことができます。 ・満期日の繰り延べはできません。 ・掛金払込回数が契約期間に応じた回数に満たない場合は、期日前解約扱いとなり、満期時に期日前解約利率を適用します(当初契約預入期間に該当する掛金についても、期日前解約利率が適用されます)。また、自動解約を選択された場合でも、満期金の取扱いは自動解約となりません。ご解約される場合は店頭までお越しください。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. お問い合わせ	<p>ご不明な点は、最寄りの営業店もしくはコールセンター(0120-015-017)までお問い合わせください。</p>

別表【期日前解約利率】

期日前解約までの 預入期間	当初契約預入期間			
	1 年以内	2 年	3 年	5 年
	期日前解約利率	期日前解約利率	期日前解約利率	期日前解約利率
6 ヶ月未満	解約日における普通預金利率			
6 ヶ月～1 年未満	約定利率 × 50%	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%	約定利率 × 10%
1 年～2 年未満	-	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%	約定利率 × 30%
2 年～3 年未満	-	-	約定利率 × 70%	約定利率 × 40%
3 年～4 年未満	-	-	-	約定利率 × 50%
4 年～5 年未満	-	-	-	約定利率 × 70%

※ 約定利率の金利が解約時に普通預金利率を下回る場合、解約時の普通預金利率を適用します。

※ 満期時までの掛金払込回数が、契約期間に応じた払込回数(例:預入期間が 1 年であれば、12 回になります)に満たない場合は、期日前解約扱いとなり、満期時に期日前解約利率が適用されます(当初契約預入期間に該当する掛金についても、期日前解約利率が適用されます)。